

## 平成26年10大ニュース

### 防火壁装認定共同管理開始 標準積算・需要開発事業盛ん

平成26年の壁装とインテリアに関係深いニュースを振り返ると、政府の施策では、技能「見える化」・リフォーム市場活性化・女性の活用促進など建設業支援の各種の動きがあった。業界でも、日本壁協の「認定共同管理防火壁装」、JIS改正、高品質壁紙の開発や研究等、産業の未来を拓く多彩な事業・出来事がひしめいている。本紙はその中からあえて次の各項を10大ニュースとして挙げてみた。

#### 1. 国交省の施策

##### ① 技能「見える化」

国土交通省の、技能労働者の技能の「見える化」は、平成26年3月31日に同WGが計7回の審議の成果として、技能の「見える化」システム基本計画をまとめて公表した。

計画の工程表では、平成28年度中に「見える化」を完成させ、平成29年度より本格運用するとしている。

##### ② 中古住宅・リフォーム市場の活性化

国土交通省は平成26年3月に、「中古戸建住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」と「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル・平成25年度報告書」を公表した。

木造戸建住宅は税法上22年が耐用年数だが、実際は、手入れをして長期優良住宅のように100年以上使用できる住宅もあり、これらを適正に評価・格付けする施策が講じられた。

##### ③ 女性を建設業へ

国土交通省は平成26年8月に、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を公表した。

国交省と建設業5団体が会談して同方針をまとめたもので、建設業に従事する女性を増やしたい。

そのため、女性が働きやすい職場環境を整える等の方針を謳っている。

#### 2. 認定共同管理制度

一般社団法人日本壁装協会は、平成25年度より研究に取り組んできた「防火壁装認定の共同管理制度」の骨格がまとまり、26年に入ってよいよ「認定共同管理壁紙」の認定申請を開始した。9月には織物、ビニル等の4認定が下り、さらに10数種の認定申請も終えているところから、同会は、共同管理の規約類も整え、10月から「共同管理認定品の製造を希望する会員の登録申請を受け付けるなど、制度の具体的運用を開始した。

#### 3. 壁紙のJIS改正

JIS A 6921「壁紙」の改正が、7月22日の官報で公示された。旧規格に無いタック式壁紙の試験方法が記載され、耐摩耗性を摩擦色落ちへと呼称変更、退色試験では照射時間10時間も新設、さらに、硫化汚染性試験は廃止するなどの改正がされている。

#### 4. 標準積算・見積り講習会

壁装施工団体協議会は、2月7日東京足立区の足立区勤労福祉会館で「業界統一の標準積算・見積りの普及と社会保険加入促進の講習会」を開催した。同じく4月4日には、香川県高松市の高松テルサで同講習会を開催。当日は、国交省四国地方整備局建政部計画・建設産業課より、瀬尾宗和建設専門官が「建設業における社会保険未加入対策等について」のテーマで講演した。

#### 5. 高品質壁紙研究

壁装研究会は、壁装施工団体協、日本壁協と共同で、高品質壁紙開発・普及のための研究事業を行なった。26年は、2月13日、4月3日、4月30日、6月9日といずれもサンゲツ東京店で不織布壁紙の試験張り・剥離性テスト等一連の試験を実施し、年内には、その経過報告をまとめるとしている。

#### 6. 窓装飾プランナー

一般社団法人日本インテリアファブリックス協会は、平成25年秋に窓装飾プランナー制度の立ち上げを決め、4月9日その発表会を行い、9月試験実施、11月合格者699人と発表した。

#### 7. 内総連全国大会

日本内装材連合会は、第60回全国大会を九州内装材組合の担当で5月22・23日ホテル日航福岡にて開催し、大会後ゴルフ、観光を行なった。

#### 8. 全表連総会

全国表具経師内装組合連合会は、中央ブロック連絡協議会の担当で6月18日第50回総会－中央大会－を埼玉県民総合活動センターで開催した。同総会では、広報、組織、内装、表具、襖、購買の6部会を設け、意見交換会が実施された。

#### 9. 需要開発事業

内総連各地組合は東京内装材料協同組合が提案した襖紙、壁紙張替え促進PRポスターを採用し、中部内装材組合や大阪内装材料協同組合では、さらに、オリジナルの襖紙、壁紙張替え促進PRポスターを作製し、秋の需要開発事業を展開している。

#### 10. ホルム壁紙に注意

壁装施工団体協議会は、9月中旬に「ホルムアルデヒド発散壁紙にご注意ください」と題する案内書を会員団体宛に送付した。最近、輸入壁紙を直接消費者に販売する店が登場しているが、輸入壁紙の中にはホルムを発散するものがあり、輸入業者が仕入れを中止したことがあるが、その壁紙を購入した消費者が施工を施工店に依頼するというケースも考えられる。施工後、消費者からシックハウスの症状が出たなどのクレームを受ける心配もあるところから、施工業者に注意を促し、適切に対処して受注するよう注意喚起を行なったもの。